規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則九―五（給与簿）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五―五

人事院規則九―五（給与簿）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五（給与簿）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「共済組合掛金」の下に「及び厚生年金保険料」を、「住民税」の下に「並びに」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一四四

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十一の表内部部局の項中「局次長」を削り、同表国立教育政策研究所の項中「次長

一種

」を削る。

別表第一中三十九の表を四十の表とし、二十六の表から三十八の表までを一表ずつ繰り下げ、二十五の表農林水産政策研究所の項中「部長」を削り、同表筑波事務所の項を次のように改める。

筑波産学連携支援センター	センター長	三種
	課長	四種

別表第一の二十五の表地方農政局の項中「部次長」を削り、同表地方農政局地域センターの項及び北海道農政事務所地域センターの項を削り、同表を別表第一の二十六の表とする。

別表第一中二十二の表から二十四の表までを一表ずつ繰り下げ、二十一の表の次に次の一表を加える。

二十二　スポーツ庁

組織	官職	区分
内部部局	審議官	一種
	課長	
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一二三

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表長崎県の項中「壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四」を「九州農政局長崎地域センター壱岐支所」に、「五島市東浜町二の一の一」を「九州農政局長崎地域センター五島支所」に改め、同表の一の表鹿児島県の項中「西之表市西之表一六三一四の六」を「九州農政局鹿児島地域センター西之表支所」に、「奄美市名瀬長浜町一の二」を「九州農政局鹿児島地域センター奄美支所」に改め、同表瀬浜里町三五」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―二四

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十一号を第四十二号とし、第二十八号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十七号中「内部部局」の下に「及び本省に置かれる職」を加え、同号を同条第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　スポーツ庁の内部部局

第四条第一号ノ中「筑波事務所」を「筑波産学連携支援センター」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―〇―六二

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項の表第一号中「又は障害補償年金」の下に「（補償法第二十条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）」を加え、同号イ中「よる障害厚生年金」の下に「（以下「障害厚生年金」という。）又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「特例障害共済年金」という。）」を加え、「同じ」を「障害基礎年金」という」に改め、「当該障害厚生年金」の下に「又は当該特例障害共済年金」を加え、同号ロ中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金又は特例障害共済年金」に改め、「当該障害厚生年金」の下に「又は当該特例障害共済年金」を加え、同号ハ中「国民年金法の規定による」及び「及び同一の事由により国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）